

議案第八号

港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和八年二月十八日

提出者 港区長 清 家 愛

港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例  
港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成三年港区条例第二十一号）  
の一部を次のように改正する。

別表第一田町駅東口地区地区整備計画の項中「（令和五年東京都告示第百九十九号）」を「  
（令和七年東京都告示第千百四十五号）」に改め、同表品川駅西口地区地区整備計画の項中「  
（令和四年東京都告示第千四百五十一号）」を「（令和七年東京都告示第千百四十四号）」に  
改める。

画整区東田駅 備地口計	A街区
四三 延べ面積が 三千平方メートルを超 え、	二 法別表第二項 掲げるもの 延べ面積が 三千平方メートルを超 え、
六十分の 数値	計画図に示す 壁面の位置
百五十メー トル	
門す付物建 又る屬に建	
の建示図計 限築すに画	

別表第二田町駅東口地区地区整備計画の項を次のように改める。

C 街区	B 街区	
二 俗 風 営 業 建 築 物 の い ず れ か の 用 に 供 す 性 風	一 俗 風 営 業 建 築 物 の い ず れ か の 用 に 供 す 性 風	一 俗 風 営 業 建 築 物 の い ず れ か の 用 に 供 す 性 風
二 法 別 表 第 二 ( 二 )項 第 二 号 及 び 第 三 号 に 掲 げ る もの	三 二 俗 風 営 業 建 築 物 の い ず れ か の 用 に 供 す 性 風	二 法 別 表 第 二 ( 二 )項 第 二 号 及 び 第 三 号 に 掲 げ る もの
八 十 分 の		
歩 行 者 の 類 似 する もの の 快 適 さ を さ か 加 メ よ ら え る 。高 モ ル	根 柱 の 他 これ ら に そ れ る 壁 に 設 置 さ れ る 屋 に そ れ ら に 並 び に こ れ ら に ベ ー タ ー 、 エ ス カ レ 階段 性 能 利 便 用 性 遊 し の す 段 者 者 に 設 け る た だ 置 示 す 計 画 図 の 位 置 示 す	
九 P. さ は 、 建 築 メ 物 の ト の ト 。高 モ ル		
		いらはし設のる類れ他そツブしのな可透く鉄ンフ造のは 。ななて置をもすにこのクロ、とも能視等さスエは構堺

---

D 街区	
---------	--

別表第二品川駅西口地区地区整備計画の項を次のように改める。

定は、地区計画が定められた際現存する建築物について、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途の変更をする場合並びに計画図に示す壁面の位置の制限のうち、幹線道路放射線、街路第十九号線、幹線街路環状第四号線及び補助線街路第十四号線に面する制限を越えない範囲での増築、改築又は移転をする場合、適用しない。




付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

都市計画が変更された田町駅東口地区地区計画及び品川駅西口地区地区計画の区域内における建築物の制限を定めるため、本案を提出いたします。

五 建築面積が二百平方メートル未満の建築物。ただし、道路内の建築物を除く。

とたを分てに建当号項条又建当号び一同分てに建当すす數加のはあ築すに第第は築すに第号項のはあ築する。値え二十つ物る該一六同物る該二及第一十つ物る。